

単位会変更による入会手続案内（他単位会→茨城会）

はじめに

※移転元の単位会事務局に連絡し、何月からの変更を予定しているか打ち合わせしてください。

申請受付

予約制（必ず予約日の前日までに、電話にてご予約ください）

電話 029-305-3731

申請方法

下記の書類及び諸費用を登録者本人が持参してください。

※ 申請後、所属予定支部の担当者による事務所予定地の調査を行います。

登録申請費用

変更手数料	5,000円
入会金	220,000円
会費（3ヶ月分前納）	15,000円
会則・規程法令集・用紙等	2,600円
合 計	242,600円

※茨城県行政書士政治連盟に入会する際は、入会金10,000円及び会費（1年間分）4,800円が別途必要になります。

提出書類

1. 行政書士変更登録申請書 1部
[行政書士登録申請書及び記入例 PDF](#)
2. 住民票 1部
提出日の3ヶ月以内に交付を受けたもので本籍の記載のあるもの。
3. 履歴書 1部
顔写真を1枚貼付けて提出してください。
[履歴書及び記入例 PDF](#)
4. 行政書士証票 （原本をご提示ください。）
5. 職印（改印）届 1部

6. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳事項証明書 1部

建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの

※建物登記簿謄本又は家屋課税台帳事項証明書と事務所の住所の地番が異なる場合には、「住居表示証明書」1部をご提出下さい。

住居表示証明書の例（市町村によって様式は異なります）

※建物が新築後で、登記も未済、市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合には「建物確認通知書」又は「建築検査済証」のコピー1部を提出してください。

7. 個人開業で自己所有の自宅兼事務所の方以外は、さらに★の書類 1部をご提出ください。

●事務所とする建物が自己及び親族の共同所有である場合

★建物所有者である親族から申請者に対して行政書士事務所として使用することの「使用承諾書」

使用承諾書 PDF

●事務所とする建物が他人の所有である場合

(1) 建物の所有者と賃貸借、使用貸借契約をする場合

★建物所有者と使用者の間で取り交わされた「賃貸契約書」のコピー

(2) 賃貸借人から転貸借する場合

★賃貸借人と転貸借人の間で取り交わされた「転貸借契約書」のコピー又は「使用承諾書」および賃貸借人が申請者に転貸しすることについての建物所有者の「使用承諾書」

使用承諾書 PDF

8. 事務所位置図 1部

位置図 目標となる最寄り駅又は停留所から事務所までの略図。

9. 平面図（建物間取り図） 1部

事務機器の配置が確認できる見取り図。

行政書士の事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、法人等の建物内に事務所を設置するような場合は、特に、位置・区画等（例えば独立した一室・専用電話等）が明確に区分されていて、一般依頼者が行政書士事務所と認識できるようにしてください。行政書士業務がその法人等の支配に服さず、かつ一般の利用者を拒むことがなく、事務所機能が確保できることが必要です。

共同・合同事務所等の場合は、申請者の位置が確認できる平面図を添付してください。

10. 事務所の外観及び内部を示す写真 各1枚以上

・事務所の外観（事務所のある建物全体の写真及び入り口付近で表札の掲示予定場所を写した写真）

・事務所の内部（事務機器の配置、接客場所等がわかる写真）

11. 顔写真 5枚(カラー、縦3cm×横2.5cm、提出日の3ヶ月以内に撮影されたもの)

※裏面に茨城県、氏名、撮影年月日を記入する。履歴書貼付用1枚を含める。

12. 届出済証明書のコピー 1部 (申請取次業務を行っている場合)

13. 他土業の会員証等のコピー 各1部

行政書士とは別に他の資格(弁護士、弁理士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、宅地建物取扱主任者、測量士、不動産鑑定士、海事代理士等)を保有し、登録開業されている場合には、行政書士事務所と他土業の事務所が同一であることの証明ができる書類を提出してください。

証明書類は、該当する資格業の会員証等(事務所所在地の記載があるもの)のコピーを提出してください。

注意事項

- ・申請時に訂正いただく箇所がございますと、訂正印をいただきますので、職印をお持ちください。

問い合わせ先

茨城県行政書士会 事務局

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5階

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

E-mail info@ibaraki-gyosei.or.jp